第3回「自転車の安全な利用等に関する検討委員会」議事概要

1 開催日時

平成26年12月17日(水)午後2時から午後4時

2 開催場所

兵庫県中央労働センター 小ホール

3 議事概要

(1) 提言案の基本構成について

変更意見等なし

(2) 提言案の内容について

○ 「4 自転車の安全利用等に関する提言」で、「自転車利用に関する環境づくり」が、「(1)自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上」の項目の1つとして記載されているが、安全教育とは若干異なる内容だと思われるので、「自転車利用に関する環境づくり」については、1つの項目立てをしたほうが良い。

それに連動して、「3 自転車交通問題への取り組みの方向性」の第一の交通ルールの周知、第二の事故への備えの部分も修正する必要がある。

- 「4 自転車の安全利用等に関する提言」の「自転車事故への備え」で、自転車保険の加入促進について記載されており、自転車保険専門部会で検討した内容については添付資料として添付されているが、提言の中にもある程度ピックアップした内容を記載したほうがよい。例えば、
 - 兵庫県で高額な損害賠償判決が出されるなど自転車事故による被害者の救済や加害者の経済的負担軽減は喫緊の課題であるというような自転車保険専門部会を設置した背景
 - ・ 自転車保険の加入促進を図る上で、条例によって自転車の利用者および所有者(ただし、利用者および利用者が未成年の場合はその保護者)、業として自転車を使用する企業等の所有者を対象として、自転車保険への加入義務を課すが、罰則は設けないこと
 - ・ 具体的な加入促進方策として、自転車利用者に対する更なる情報提供によって周知を図ることや、契約者の家族も補償対象となり得ることが県民に認知されていないなど、自転車利用者への保険の認知度をより高めていくこと

・ 県としても、交通安全教育やチラシ等において保険の重要性や加入 促進についての教育を充実させていくこと、自転車販売店には保険加 入の有無の確認、保険会社等には加入の促進や契約の継続を促すこと が求められる

というようなことを記載してはどうか。

○ 「4 自転車の安全利用等に関する提言」の「(1) 自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上」で、「(ウ) 学校における生徒への取り組み」の記載があるが、この記載を

各学校において連続性のある教育が実施できる仕組みづくりが必要である。

特に、学校のカリキュラムに自転車の安全利用教育が組み込まれれば、より望ましいと考える。

というようなものにしたほうがよいのではないか。

- 「自転車利用に関する環境づくり」について、自転車レーンの整備や 自転車走行空間での駐車対策、駅前等の駐輪対策等、ソフト対策とハー ド対策を組み合わせていくという記載になっているので、ソフト対策に ついても具体例を記載するなどしたほうがよいのではないか。
- 「4 自転車の安全利用等に関する提言」の「(1) 自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上」で、「(カ) 団体(自治会、婦人会、老人会等)における地域住民への取り組み」の記載で、団体が新たな教育主体となって警察などの支援を受けながら、警察や行政機関からの教育を受けた人が指導者となって、広めていくということだと認識しているが、もう少し理解しやすい文章に修正したほうがよいのではないか。
- 「1 はじめに」の「幼児期においては保護者に手伝ってもらい」という記載に違和感を感じるので、「幼児期においては遊び道具として与えられ楽しんでいた」というような表現にしたほうがよいのではないか。
- 「4 自転車の安全利用等に関する提言」の「(1) 自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上」で、安全教育の主体と役割が記載されており、よくまとめられていると思うが、どのグループにも属さない人も多くいるので、これらの人たちについての記載もしたほうがよいのではないか。
- 事務局として、県では尊い人命を交通事故から守るために「ストップ・ザ・交通事故」県民運動を県民の参画と協働のもとに展開しており、交通事故をなくすためには、県民一人ひとりが交通安全意識の高揚に向けた自発的な取り組みを一層進めることが必要であり、社会全体で自発的に取り組む機会や気運を醸成させることが必要であると考えるので、提言の冒頭に「県民運動による取り組み」を追加し、県民運動として自転

車の安全利用に取り組みたいと考えている。

- 「4 自転車の安全利用等に関する提言」の「(1) 自転車の交通ルールの遵守とマナーの向上」で、安全教育の主体と役割の中で「(ア) 行政における地域住民等への取り組み」を記載しているが、現在、県には自転車の安全指導員がおり、自転車の交通ルールやマナーの教育を実施している。他にも自転車の安全利用に関する指導員を育成していることから、これらの指導員による啓発指導等を実施していくということも追加したい。
- 「4 自転車の安全利用等に関する提言」の「自転車事故への備え」で、ヘルメットの着用促進について「自転車販売店では、安全利用の呼びかけに限らず、保険やヘルメット、反射材等、自転車利用者に選択肢を提示して、これらの加入・購入を働きかけるべきである」と記載されているが、「自転車利用者に選択肢を提示する」までで止めておいたほうがよいのではないか。
- 県内には大規模な自転車道等も整備されており、楽しく自転車を利用 する場所もあるので、自転車の楽しさに関するようなことも、記載でき るのであれば記載してもらいたい。